

第 595 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 4 月 5 日（火）午後 1 時 33 分から午後 2 時 21 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（11 人）

		2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護		
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰			12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（3 人）

1	稲村 耕一	8	渡邊 和巳	11	川口 寛市		

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第 4 号 農地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 595 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 33 分</p> <p>皆様こんにちは。予定時刻を過ぎたので、予定委員が 1 名来ておりませんが、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 595 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、1 番稲村耕一委員、8 番渡邊和巳委員、11 番川口寛一委員が欠席で、10 番森田泰彰委員が未到着、現在 10 名の委員の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。今月に入って花冷えの天気になっていますが、明日からは暖くなるようです。それと共に種蒔きなど始まり、忙しくなることと思います。本日も慎重に審議して参りましょう。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 595 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。3 番鈴木昇委員、4 番山崎正秀委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題</p>

	<p>といたします。議案第1号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、13番 小柴賢次郎委員、お願いします。</p>
小柴委員	<p>議案第1号1番について、申請地を4月4日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。環小 小学校より南東の方向約300m付近に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、自作地に隣接し耕作に便利である申請地の購入を義務者に申し入れを行い、了解が得られたことから、規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、水稻の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>権利者は、申請地を購入することにより隣接している自作地と一体的に耕作が可能になることから義務者に購入を申し出たところ、高齢で今後耕作が難しくなることを考え、売却することで話がまとまり売買による所有権移転の申請に及んだものであります。申請地は農振農用地区域外農地であり、面積1,380㎡、権利者の耕作面積は27,686㎡、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明</p>

<p>澤邊委員</p>	<p>を、2番 澤邊委員、お願いします。</p> <p>議案第1号2番について、申請地を本日午前に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。佐貫小学校より南の方向約1.4km付近に位置する農地であります。国道127号から少し入ります。</p> <p>義務者は、高齢で後継者もなく耕作の継続が困難なことから、以前耕作をお願いしていた経緯もあった権利者に譲り渡すことで話がまとまり、贈与による所有権移転の申請であります。営農計画は、水稻の栽培を予定しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。義務者は、高齢で耕作の継続が困難なことから離農するものであり、権利者の居住地並びに自作地とも隣接していることから、一体的に耕作が可能で便利なことから譲り受けることで話がまとまり、本申請に及んだものであります。申請地は農振農用地区域外農地であり、面積1,560㎡、権利者の耕作面積は6,050㎡、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第1号3番について、担当の稲村耕一委員が欠席です</p>

事務局（山口）	<p>ので、事務局から説明をお願いします。</p> <p>担当の稲村委員が欠席ですので、事務局より説明をさせていただきます。所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野コミュニティセンターより北の方向約 400m 付近に位置する農地であります。担当の稲村委員からは、申請地を 4 月 3 日に確認した結果、現在休耕中ではありますが、耕作可能な状態であり問題はないと考えます、との報告がございました。</p> <p>義務者は、高齢となり後継者もなく、又自宅からも遠いことなどにより耕作を続けることが困難なことから、自宅に近く耕作に便利な権利者の規模拡大を目的とした、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、サツマイモの栽培を予定しております。申請地は農振農用地区域外農地であり、面積 1162 m²、権利者の耕作面積は 4824 m²、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積 1,000 m²を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p> <p>次に、議案第 1 号 4 番につきまして、こちらの担当委員は私になりますので、私から現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第 1 号 4 番について、申請地を 4 月 4 日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。君津商業高等学校より北の方向約 300m 付近に位置する農地であります。</p> <p>高齢で後継者もなく、耕作を続けていくことが難しくなった義務者</p>

	<p>と合意が得られたことから、経営規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。205番の登記地目は田となっておりますが、現地は他の2筆と一体的に畑として利用されております。営農計画は、季節野菜の栽培を予定しております。</p>
議長	<p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。権利者は、規模拡大を目的とした農地取得であり、高齢で耕作を続けていくことが難しくなった義務者と話がまとまり本申請となったものであります。申請地は、周囲を山林に囲まれており、耕作のための進入路がない地形であることから、山林を含めて一括購入する予定であります。申請地は農振農用地区域外農地であり、面積2,518㎡、権利者の耕作面積は51,683㎡、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（質問あれば対応）（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号4番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第1号5番と6番については、権利者が同一でありますので、一括で審議し、個別に採決したいと思います。よろしいでしょうか。（異議なしの声）</p> <p>では、議案第1号5番6番につきまして、担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第1号5番6番について、申請地を4月4日に確認しましたの</p>

<p>議長</p>	<p>で説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。申請地は、君津商業高等学校より南方向約 500m及び 600m付近に所在する農地であります。</p> <p>5番6番の義務者につきましては、両者とも相続により取得しましたが、後継者も無く耕作を行っていくことが不可能なことから、規模拡大を目指している権利者と話がまとまり売買による所有権移転の申請に及んだものであります。営農計画ですが、5番はブドウの台木の栽培を、6番はシャインマスカット栽培を予定しております。申請地は、ご承知のように新規参入法人が運営する園地の一部ですが、準備が進んでいるようです。以上です。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。権利者は、申請地付近にブドウ栽培を行うため農地を取得し、昨年より事業を開始しております。今回、規模拡大のため取得しようとするものであり、後継者もなく耕作を続けていくことが難しい義務者と話がまとまり、売買による所有権移転の申請であります。5番の農地についてはブドウの台木を栽培し、主に自社生産園地での利用を、6番についてはシャインマスカットの栽培面積を拡大する計画となっております。申請地は、併せて農用地区域内農地 2,618 m²、権利者の耕作面積は 62,157 m²、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積 5,000 m²を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(質問あれば対応) (なし声) 「質疑なし」ということありますので、質疑を打ち切り、個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって、議案第1号5番は承認されました。</p>

議長	<p>次に議案第1号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって、議案第1号6番は承認されました。</p> <p>(森田委員到着、入室)</p> <p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、10番森田泰彰委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号1番について、申請地を4月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津小学校より北東の方向約300mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、申請地の隣接地にて旅館を営んでおり、陸上関係者が合宿や大会前の調整のため年間通して多数宿泊に来ますが、その中で、外での練習スペースが欲しいという要望が多くあり、要望に応えるべく土地を探していたところ、本件土地が条件に合致したため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。運動場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、10番 森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号2番について、申請地を4月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津経済センター出荷場より北西の方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は本件土地に隣接する住宅に居住しており、駐車スペースが不足していることから、一部を駐車場として利用し、その他の部分を家庭菜園として利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場および家庭菜園として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、10番 森田泰彰 委員をお願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号3番について、申請地を4月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津市役所より南西の方向約1.3kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在、現在木更津に居住し、東京において自動車関連の総合事業を法人として行っております。本社近郊における駐車場代等の維持費等を考慮し、令和2年12月24日および令和3年5月26日付けで、本件土地の隣接地にて貸駐車場用地として転用許可を受けており、今回、駐車場用地を拡大することで義務者から承諾を得られたため、売買による所有権移転を申請することとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。貸駐車場用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（質問あれば対応）（なし声） 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号4番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、9番 茂木比呂志 委員お願いします。</p>
茂木委員	<p>議案第2号4番について、申請地を4月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津市民の森管理棟より南東の方向約600mに位置する農地であります。豊岡更光園の近くになります。</p> <p>申請地は、農業後継者のいない休耕地となっており、また、太陽光発電施設の設置にあたって日光を遮るものがなく、送電に必要な電柱と道路に面していることから条件が良く、権利者、義務者それぞれの必要性和合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの茂木委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一</p>

議長	<p>般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（質問あれば対応）（なし声） 質疑なしということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号4番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第3号1番の申請地を4月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。浅間山運動公園より西の方向約1kmに位置する農地であります。権利者は笹毛において砂利採取事業を行っております。当該地は平成18年2月1日付けで砂利採取事業に伴う砂利採取用地として一時転用の許可を受け、現在に至っております。採取事業の継続に伴い、引き続き利用するため期間を延長するものであります。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。申請地につきましては、砂利採取事業に伴う砂利採取用地として一時転用許可された土地でしたが、採取事業の計画が予定より遅れていることによる計画変更承認申請であります。内容等の変更は期間のみであるため問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（質問あれば対応）（なし声） 質疑なしということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員） 挙手全員であります。よって議案第3号1番は承認されました。</p> <p>次に、議案第3号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、こちらも2番 澤邊委員お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第3号2番の申請地を4月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。館山自動車道富津中央インターチェンジより東の方向約1.3kmに位置する農地であります。権利者は鬼泪山において山砂・山砂利採取事業を行っております。当該地は平成11年2月1日付けで山砂・山砂利採取事業に伴う資材置き場用地として一時転用の許可を受け、現在に至っております。採取事業の継続に伴い、引き続き利用するため期間を延長するものであります。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。申請地につきましては、山砂・山砂利採取事業に伴う資材置場用地として一時転用許可された土地でしたが、採取事業の計画が予定より遅れていることによる計画変更承認申請です。内容等の変更は期間のみであるため問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（質問あれば対応）（なし声） 質疑なしということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>

<p>議長</p>	<p>(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号2番は承認されました。</p> <p>【議案第4号】</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農業経営基盤強化促進法にもとづく利用権設定等促進事業による、集積計画となっております。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため市長より提出されたものであり、令和4年第4次の農用地利用集積計画案となります。今回は、利用権設定等促進事業における農地利用集積計画案となります。</p> <p>利用権の設定を行う内容でございますが、整理番号4-4-1 利用権の設定等を行う者 ■■■■■ 対象農地 ■■■■■ 田 1683 m²、利用権の設定等を受ける者 ■■■■■、利用権の種類 賃借、利用内容 田、期間 3年の再設定契約であります。以下、整理番号4-4-5まで、合計で、筆数5 面積4,491 m²であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりとなっております。</p> <p>次に、本日お配りいたしました議案添付資料をご覧ください。1頁が集積計画各筆明細書、2頁が設定を受ける者の農業経営の状況等でございます。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第4号は承認されました。</p> <p>【専決処分報告について】</p>

議長	<p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番は専用住宅として使用貸借権を設定するもので、面積は299平方メートル、2番は駐車場として所有権移転するもので、面積は360平方メートル、3番は専用住宅として所有権移転するもので、面積は347平方メートルです。これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。 以上で本日の案件はすべて終了いたしました。 そのほかに、委員さんの方から何かありますか。 事務局から何かありますか。</p>
事務局（樋口）	<p>（令和4年度農作業標準賃金確定版の配布について）</p>
事務局（鈴木）	<p>（委員手帳、委員活動記録ノートの配布について）</p>
会長	<p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第595回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は5月6日金曜日、場所は401会議室の予定で午後1時30分から開催いたします。今後も慎重審議を行いたいと思います。お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後2時21分</p>